

生駒市規則第 2 号

生駒市立老人憩の家条例施行規則及び生駒市立老人憩の家運営審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 5 年 1 月 2 8 日

生駒市長 山下 真

生駒市立老人憩の家条例施行規則及び生駒市立老人憩の家運営審議会規則の一部を改正する規則

(生駒市立老人憩の家条例施行規則の一部改正)

第 1 条 生駒市立老人憩の家条例施行規則 (昭和 5 8 年 7 月生駒市規則第 1 3 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号を次のように改める。

(1) 日曜日

第 7 条を削り、第 8 条を第 7 条とする。

(生駒市立老人憩の家運営審議会規則の一部改正)

第 2 条 生駒市立老人憩の家運営審議会規則 (昭和 4 6 年 9 月生駒市規則第 1 2 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 1 5 条第 2 項」を「第 1 0 条第 2 項」に改める。

第 2 条中「第 1 5 条第 1 項」を「第 1 0 条第 1 項」に改める。

附 則

この規則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。